

11. 生物多様性条約の科学上および技術上の助言に関する補助機関(SBSTTA)と情報を交換し、活動の協力協調を図り、常設委員会を通じてそれらの結果について締約国会議に報告することを、ラムサールの科学技術検討委員会(STRP)に求める。
12. 生物多様性条約の目標と目的の履行に対して、ラムサール条約が貢献することを考慮する要請を歓迎する。
13. 2つの条約に対する取り組みの協調を強めることにより、生物多様性条約の地球規模での生物多様性の保全のための幅広い業務の中で湿地分野でラムサールが貢献できるように、締約国に要請する。
14. 1996年11月4日から15日まで開催予定の生物多様性条約第3回締約国会議の議題に、(常設委員会または事務局による)湿地の生物多様性保全のためラムサール条約を施行してきた際に達成された進展と遭遇した問題点についての報告を含め、これにより2つの条約の対象が互いに補完的であることを記録するよう要請する。

#### 決議VI. 10 地球環境ファシリティ(基金)とその実施機関－世界銀行、国連開発計画(UNDP)、国連環境計画(UNEP)－との協力

1. 1995年に採択された「地球環境ファシリティ(GEF)」の実行戦略の4つの主要分野が、生物多様性、気候変動、国際的な水環境、そしてオゾン層の減少であり、最初の3分野が湿地に直接関わるものであることを記録し、
  2. 地球環境ファシリティの実行戦略で国際的な水環境に関わる章が、ラムサール条約との協力の可能性に言及していることを歓迎し、他の3分野とは対象的に、地球環境ファシリティ戦略によって定義される国際的な水環境を特別な対象とする地球規模の条約がないことを記録し、
  3. 途上国と経済が移行段階にある国々が、ラムサール条約履行のため資金を得る必要があることを認識し、そのためそういった資金を求める国々を支援するためにGEFや他の援助機関との連絡が主要業務となる開発援助担当官をラムサール事務局に設けるという原則を歓迎し、
  4. ラムサール事務局によってすでに確立された、地球環境ファシリティ事務局やその実施機関である世界銀行、国連開発計画、国連環境計画との結びつきを歓迎し、
  5. ラムサール事務局に「プロジェクトのスクリーニング、開発、評価に関わる多国間援助機関、特に地球環境ファシリティのパートナーの世界銀行、国連開発計画、国連環境計画と緊密に業務を行う関係を維持」することを求める、ラムサール条約の1997-2002年戦略計画の行動7. 4. 3に言及し、
  6. 今回の会議の分科会Cでのラムサールと地球環境ファシリティ実施機関の協力に関する議論を考慮し、
  7. 分科会Cの中で表明された地球環境ファシリティがその関連主要分野において対象となる締約国によって提出される湿地の保全と賢明な利用に関連したプロジェクトに資金を拠出する意志のあることを承認をもって記録し、
- 締約国会議は、
8. 地球環境ファシリティ事務局と地球環境ファシリティの実施機関である世界銀行、国連開発銀行、国連環境計画と現在進めている協力をさらに拡大充実させることをラムサール事務局に指示する。
  9. 常設委員会の指導の下、ラムサール科学技術検討委員会(STRP)が地球環境ファシリティの科学技術顧問委員会(STAP)と情報を交換し協力を進め、その結果を常設委員会を通じて締約国会議に報告することを

## 決議

指導する。

10. 締約国が各国においてラムサールと地球環境ファシリティーに対する取り組み方を協調させることを要請する。

11. ラムサール締約国でその対象とされる国々が、それぞれの領域内で1997-2002年戦略計画を実施できるよう、地球環境ファシリティーが直接的支援を提供することを要請する。

### 決議VI. 11 締約国会議の決議勧告の整理統合

1. ブリスベン市での第6回締約国会議までに、18の決議と72の勧告が採択されており、ブリスベン会議でさらに多くの決議勧告が採択されていることに注目し、

2. 締約国に利用される参考資料として、これらの決議勧告を定期的に編纂するために、多大な努力が払われていることを意識し、

3. 同様の目的のために、これまでの一連の締約国会議で採択された決議勧告を統合する必要があることを認識し、

4. さらにこのような決議勧告の統合をテーマ別に行うことにより、これらの文書の内容、意志表示、歴史的な流れ、潜在的な見落としや重複について認識や理解を著しく高めることができ、ひいてはラムサール条約の「1997-2002年戦略計画」の実施に多大な貢献をすることになると認識し、

5. ラムサール事務局によってそれぞれ1994年と1995年に発行された「ラムサール条約マニュアル」と「ラムサール条約の法的発達」と題する出版物が、決議勧告の統合のための価値ある参考文献としての役目を果たすことに注目し、

締約国会議は、

6. これまでの締約国会議と今回の会議で採択された決議勧告を、本決議に添付されている付属書に並べられた事項、また適切な場合には他のテーマに沿って統合した書類を準備することを決定する。

7. 事務局に対し、科学技術検討委員会および適切な場合には他の法律専門家と協議の上、次回締約国会議で条約の公式文書として採択することを検討するために、ラムサール決議勧告の統合した書類を準備するよう指示する。

8. 常設委員会に対し、決議勧告統合のための必要な措置を計らい、進展の検討を行うよう命ずる。

### 決議VI. 11の付属書

ラムサール条約決議勧告統合のための項目

以下の項目は、1980年の締約国会議(イタリアのカリアーリ)から1996年の締約国会議(オーストラリアのブリスベン)まで計6回におよぶ会議の決議勧告を、テーマ別に編纂する際に考慮されうるものである。

(a) 登録湿地選定のための基準およびガイドライン

(b) 賢明な利用の概念の定義、ガイドラインおよび追加手引き